

くろまぐろに係る高知県内融通取扱要領の変更の概要

○変更の概要

大型魚の漁船漁業（高知県周辺海域以外）と大型魚の漁船漁業（高知県周辺海域）との融通

- ・第1四半期から第3四半期が終了するごとに漁船漁業（高知県周辺海域）の漁獲可能量の残数量を漁船漁業（高知県周辺海域以外）の第4四半期（1月から3月）に全て譲渡する。

表 融通イメージ

知事管理区分	4月から 6月まで	7月から 9月まで	10月から 12月まで	1月から 3月まで
漁船漁業（高知県周辺海域以外）				▶▶▶
漁船漁業（高知県周辺海域）				
定置漁業				